

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定（第四条）

第二節 実施意図の公告（第四条の二—第四条の四）

第三三節 方法書の作成等（第五条—第十条）

第四三節 環境影響評価の実施等（第十一条—第十三条）

第三章 準備書（第十四条—第二十条）

第四章 評価書

第一節 評価書の作成等（第二十一条—第二十四条）

第二節 評価書の補正等（第二十五条—第二十七条）

第五章 対象事業法対象事業の内容の修正等（第二十八条—第三十条）

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十一条—第三十八条）

第七章 事後調査等の手続（第三十八条の二—第三十八条の九）

第八章 環境影響予測士

第一節 環境影響予測士の業務と試験（第三十八条の十一—第三十八条の十二）

第二節 指定試験期間（第三十八条の十三—第三十八条の二十七）

第九七章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 第三種事業に関する特例（第三十八条の二十八—第三十八条の三十）

第二一節 都市計画に定められる対象事業法対象事業等に関する特例（第三十九条—第四十六条）

第三節 特定計画に係る環境影響評価その他の手続（第四十六条の二・第四十六条の三）

第四二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続（第四十七条・第四十八条）

第十八章 雑則（第四十九条—第六十二条の五）

第十一章 罰則（第六十二条の六—第六十二条の八）

附則

**第一章 総則**

（目的）

**第一条** この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその

事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を見積もり、もって合理的な意思決定に供する総合的に評価することをいう。

2 この法律において「指定条例」とは、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第十四条の条例であつて、次に掲げる手続を有するものとして政令で指定するものをいう。

一 環境影響評価の項目を記載した書類に対する環境の保全の見地からの意見を聴取するための手続

二 関係地方公共団体の長が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べる手続

三 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類に対する環境の保全の見地からの意見を聴取するための手続

四 関係地方公共団体の長が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べる手続

五 第二十七条の公告に相当する公開の手続

~~3-2~~ この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう（指定条例の対象事業であるものを除く。）。

一 次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であること。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和三十九年法律第十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金及び同

項第二号 の負担金をいう。以下同じ。) の交付の対象となる事業 (イに掲げるものを除く。)

ハ 特別の法律により設立された法人 (国が出資しているものに限る。) がその業務として行う事業 (イ及びロに掲げるものを除く。)

ニ 国が行う事業 (イ及びホに掲げるものを除く。)

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業

~~4-3~~ この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模 (その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。) を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定 (以下単に「判定」という。) を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう (指定条例の対象事業であるものを除く。)。

~~5-4~~ この法律において「法対象事業」とは、次に掲げる事業のいずれかに該当するものをいう。

一 第一種事業

~~二~~ ~~又は~~ 第四条第三項第一号 (第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の措置がとられた第二種事業 (第四条第四項 (第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 及び第二十九条第二項 (第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)

~~三~~ ~~第三十八条の二十八の規定により指定された事業をいう。~~

-

~~6-5~~ この法律 (この章を除く。) において「事業者」とは、対象事業法対象事業を実施しようとする者 (国が行う対象事業法対象事業にあつては当該対象事業法対象事業の実施を担当する行政機関 (地方支分部局を含む。) の長、委託に係る対象事業法対象事業にあつてはその委託をしようとする者) をいう。

(国等の責務)

**第三条** 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

## 第二章 準備書の作成前の手続

### 第一節 第二種事業に係る判定

**第四条** 第二種事業を実施しようとする者 (国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関 (地方支分部局を含む。) の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。) は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要 (以下この項において「氏名等」という。) を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ること代えて、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

一 第二条第二項第二号イに該当する第二種事業同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意 (以下「免許等」という。) を行い、又は同号イに規定する届出 (以下「特定届出」という。) を受理する者

二 第二条第二項第二号ロに該当する第二種事業同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者 (以下「交付決定権者」という。)

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者 (以下「法人監督者」という。)

四 第二条第二項第二号ニに該当する第二種事業当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2 前項各号に定める者は、同項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。以下この条及び第二十九条第一項において「届出」という。）に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上を指定してこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者並びに及び前項の都道府県知事及び市町村長（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び市町村長）に通知すること。

二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事及び市町村長（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び市町村長）に通知すること。

4 届出をした者で前項第一号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5 第二種事業（対象事業法対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）は、当該第二種事業を実施してはならない。

6 第二種事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあってはこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成するものとする。

7 前項の規定による通知を受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に当該通知又は作成に係る書面の写しを送付しなければならない。

8 第六項の規定による通知又は書面の作成に係る第二種事業は、当該通知又は書面の作成の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

10 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

## 第二節 実施意図の公告

### (実施意図の公表)

第四条の二 事業者は、法対象事業に係る本法に定める手続を実施しようとする際には、すみやかに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 法対象事業の目的及び内容

三 法対象事業が実施される可能性のある区域（以下「法対象事業実施区域」という。）

四 法対象事業にかかる本法に定める手続に先行する関連手続の概要

（関心を持つ者の申出）

第四条の三 前条に定める公表が行われた事業について関心を有する者は、事業者に対し、当該事業について関心を有する者である旨を申出ることができる。

2 前項の申出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（申出者に対する情報提供等）

第四条の四 事業者は、前条第一項の規定に基づく申出を行った者（以下、本法において「申出者」という。）に対して、第七条に基づく公告、第十一条第三項に基づく公表、第 条 に基づく公告、第 条 に基づく公告及び第 条 に基づく公告を行った際には、すみやかに、その旨を伝達しなければならない。

2 事業者は、前条に基づき伝達を受けた内容に関する申出者からの質問その他の意思表示に対し、遅滞なく、適切に対応しなければならない。

### 第三三節 方法書の作成等

（方法書の作成）

**第五条** 事業者は、対象事業法対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業法対象事業の目的及び内容

三 対象事業法対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業法対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

四 対象事業法対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業法対象事業に係る環境影響評価の項目）

**2** 相互に関連する二以上の対象事業法対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業法対象事業に係る事業者は、これらの対象事業法対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付等）

**第六条** 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業法対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下本法において「方法書関係地域」という。）を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならない。

**2** 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業法対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

**第七条** 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（方法書説明会の開催等）

**第七条の二** 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見書の提出)

**第八条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見の概要等の送付)

**第九条** 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見)

**第十条** 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

#### **第四三節 環境影響評価の実施等**

(環境影響評価の項目等の選定)

**第十一条** 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業法対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

3 事業者は、第一項に基づく選定を行ったときは、主務省令に基づき、すみやかに、当該選定の内容について公表しなければならない。

~~4-3~~ 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業法対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

(環境影響評価の実施)

**第十二条** 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業法対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替える

ものとする。

(基本的事項の公表)

**第十三条** 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

### 第三章 準備書

(準備書の作成)

**第十四条** 事業者は、第十二条第一項の規定により **対象事業法対象事業**に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (第十一条第三項の公表の内容からの変更があった場合には、その内容) -

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ **対象事業法対象事業**に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

**第十五条** 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、**対象事業法対象事業**に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「**準備書**関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「**関係都道府県知事**」という。）及び**準備書**関係地域を管轄する市町村長（以下「**関係市町村長**」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十七条において「**要約書**」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

**第十六条** 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、**準備書**関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(**説明会準備書説明会**の開催等)

**第十七条** 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、**準備書**関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための**説明会説明会**（以下「**説明会準備書説明会**」という。）を開催しなければならない。この場合において、**関係地域準備書関係地域**内に**説明会準備書説明会**を開催する適当な場所がないときは、**関係地域準備書関係地域**以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、**説明会準備書説明会**を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを

説明会準備書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会準備書説明会を開催することができない場合には、当該説明会準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会準備書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての意見書の提出)

**第十八条** 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

**第十九条** 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

**第二十条** 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。

## 第四章 評価書

### 第一節 評価書の作成等

(評価書の作成)

**第二十一条** 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業法対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）

二 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

三 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

四 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業法対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要



三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

(免許等を行う者等への送付)

**第二十二条** 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業法対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業法対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業法対象事業に係る評価書 交付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業法対象事業に係る評価書 法人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業法対象事業に係る評価書 第四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業法対象事業に係る評価書 第四条第一項第五号に定める者

2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

(環境大臣の意見)

**第二十三条** 環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する意見を述べる際に、あらかじめ、第二十三条の二に規定する環境影響審査会の意見を聴取しなければならない。

(環境影響審査会)

第二十三条の二 環境省に、環境影響審査会を置く。

2 環境影響審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第二項及び第三十八条の二十八第一項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣の諮問に応じ、環境影響の調査又は予測に関する技術的事項を調査審議すること。

3 前項に定めるもののほか、環境影響審査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他環境影響審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

第二十三条の三 環境影響審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三百人以内を置くことができる。

2 専門委員は、環境影響の調査又は予測に関連する知見を有する者の中から、環境影響審査会の申出に基づいて環境大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

(免許等を行う者等の意見)

**第二十四条** 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

## 第二節 評価書の補正等

(評価書の再検討及び補正)

**第二十五条** 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が**対象事業法対象事業**に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）  
同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第五条第一項第一号、第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号又は第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 評価書について所要の補正をすること。
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について**対象事業法対象事業**に係る環境影響評価を行うこと。

**2** 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

**3** 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、第二十二條第一項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない。

(環境大臣等への評価書の送付)

**第二十六条** 第二十二條第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 内閣総理大臣等 環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。
- 二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

**2** 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三條から第三十八條までにおいて同じ。）、これを要約した書類（次条において「要約書」という。）及び第二十四條の書面を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

**第二十七条** 事業者は、第二十五条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、**関係地域準備書関係地域**内において、評価書、要約書及び第二十四條の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

## 第五章 **対象事業法対象事業**の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

**第二十八条** 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十一条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が**対象事業法対象事業**に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

**第二十九条** 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第四条第一項

の規定の例により届出をすることができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第四条第三項第二号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

(対象事業法対象事業の廃止等)

**第三十条** 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業法対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業法対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業法対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

## 第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業法対象事業の実施の制限)

**第三十一条** 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業法対象事業（第二十一条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業法対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第一項の規定は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に対象事業法対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

**第三十二条** 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業法対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業法対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業法対象事業について、更に第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第二十八条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告（次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る

。）」と読み替えるものとする。

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

**第三十三条** 対象事業法対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業法対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であって政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

二 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の法律の規定であって政令で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業法対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

三 免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（当該免許等に係る法律の規定で政令で定めるものに限る。） 当該免許等を行う者は、対象事業法対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。

3 対象事業法対象事業に係る免許等であって対象事業法対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

4 前各項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業法対象事業に係る免許、特許、許可、認可、承認又は同意（同号ホに規定するものに限る。）について準用する。

(特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等)

**第三十四条** 対象事業法対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業法対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る法律の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によって勧告又は命令をすることができることとされている期間（当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間）内において、当該特定届出に係る事項の変更を求める旨の当該規定による勧告又は命令をすることができる。

2 前項の規定は、第二条第二項第二号ホに該当する対象事業法対象事業に係る同号ホの届出について準用する。

(交付決定権者の行う環境の保全の配慮についての審査等)

**第三十五条** 対象事業法対象事業に係る交付決定権者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業法対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。この場合において、当該審査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による調査として行うものとする。

(法人監督者の行う環境の保全の配慮についての審査等)

**第三十六条** 対象事業法対象事業に係る法人監督者は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業法対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該法人に対する監督を通じて、この配慮がなされることを確保するようにしなければならない。

(主任の大臣の行う環境の保全の配慮についての審査等)

**第三十七条** 対象事業法対象事業に係る第四条第一項第四号又は第五号に定める主任の大臣は、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基  
づいて、当該対象事業法対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされるこ  
とを確保するようにしなければならない。

(事業者の環境の保全の配慮等)

**第三十八条** 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業法対象事業を実施する  
ようにしなければならない。

2 この章の規定による環境の保全に関する審査を行うべき者が事業者の地位を兼ねる場合には、当該審査を行うべき者は、当該審査に係る  
業務に従事するその者の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。-

#### 第七章 事後調査等の手続

(事後調査計画書の作成)

**第三十八条の二** 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った評価書に記載された予測及び評価の項目について、事後調査を実施するた  
めの計画書(以下「事後調査計画書」という。)を主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

(着工届の作成)

**第三十八条の三** 事業者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した着工届を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 法対象事業の名称

三 工事着手の予定年月日

四 工事完了の予定年月日

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事後調査計画書及び着工届の提出)

**第三十八条の四** 事業者は、法対象事業に係る工事に着手するときは、第三十八条の二に規定する事後調査計画書及び前条に規定する着工届  
を、評価書の送付を当該事業者から受けた者(以下「評価書受取者」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する評価書受取者(環境大臣を除く。)が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、事後調査計画書及び着工届の送付を  
受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣(次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」とい  
う。) 環境大臣に当該事後調査計画書及び着工届の写しを送付すること。

二 委員会若しくは庁の長(国務大臣を除く。)又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれて  
いる内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該事後調査計画書及び着工届の写しを送付す  
ること。

(事後調査計画書の公告及び縦覧等)

**第三十八条の五** 事業者は、前条第一項の規定による提出をしたときは、環境省令で定めるところにより、事後調査計画書を作成した旨その  
他環境省令で定める事項を公告し、準備書関係地域内において、事後調査計画書及び着工届を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなけれ  
ばならない。

2 事業者は、前条第一項の規定による提出をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に事後調査計画書の写し及び着工  
届の写しを送付しなければならない。

(事後調査報告書の作成)

**第三十八条の六** 事業者は、法対象事業に係る工事に着手した後において、第三十八条の四第一項の規定により提出した事後調査計画書に基  
づき事後調査を行い、その結果を記載した事後調査報告書(以下「事後調査報告書」という。)を主務省令の定めるところにより作成しなけれ  
ばならない。

(事後調査報告書の提出)

第三十八条の七 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、すみやかに、当該事後調査報告書を評価書受理者に提出しなければならない。

2 評価書受理者が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、事後調査報告書の提出を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該事後調査報告書の写しを送付すること。

二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該事後調査報告書の写しを送付すること。

(事後調査報告書の公告及び縦覧等)

第三十八条の八 事業者は、前条第一項の規定による提出をしたときは、環境省令で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書関係地域内において、事後調査報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、前条第一項の規定による提出をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に事後調査報告書の写しを送付しなければならない。

(環境大臣による勧告及び命令)

第三十八条の九 環境大臣は、第三十八条の七第二項各号の措置がとられたときであって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該事業に係る環境影響の低減等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

一 当該事業にかかる評価書に記載された事業内容が大幅に変更されており、環境影響が著しいと認められる場合

二 当該事業にかかる評価書に記載された環境保全措置が十分に実施されておらず、環境影響が著しいと認められる場合

三 当該事業にかかる評価書に記載された環境保全措置の効果が著しく不十分であり、環境影響が著しいと認められる場合

四 前各号に定める場合を除き、当該事業に伴う環境影響が著しいと認められる場合

2 環境大臣は、前項に規定する勧告を行う際に、あらかじめ、第二十三条の二に規定する環境影響審査会の意見を聴取しなければならない。

3 環境大臣は、前項に規定する勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 環境大臣は、第一項に規定する勧告を受けた事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該事業に係る環境影響の程度が著しいと認めるときは、環境影響審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八章 環境影響予測士

第一節 環境影響予測士の業務と試験

(環境影響予測士による内容の確認)

第三十八条の十 次の各号に掲げる書類を作成する場合には、環境影響予測士が、その内容を確認しなければならない。

一 第五条第一項に定める方法書

二 第十四条第一項に定める準備書

三 第二十一条第一項に定める評価書

四 第三十八条の二に定める事後調査計画書

五 第三十八条の六に定める事後調査報告書

(環境影響予測士免状)

第三十八条の十一 環境影響予測士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣がこれを交付する。

一 環境影響予測士試験に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると環境大臣が認定した者

2 環境影響予測士免状の交付に関する手続は、環境省令で定める。

(環境影響予測士試験)

第三十八条の十二 環境影響予測士試験は、環境大臣が行う。

2 環境大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、環境影響予測士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 環境影響予測士試験の課目、受験手続その他環境影響予測士試験の実施細目は、環境省令で定める。

#### 第二節 指定試験機関

(指定)

第三十八条の十三 前条第二項の指定は、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 環境大臣は、前条第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第三十八条の十四 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十八条の十二第二項の指定を受けることができない。

一 第三十八条の二十四第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第三十八条の二十の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十八条の十五 環境大臣は、他に第三十八条の十二第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第三十八条の十六 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験事務の休廃止)

第三十八条の十七 指定試験機関は、環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十八条の十八 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十八条の十二第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十八条の十九 指定試験機関の役員の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第三十八条の二十 環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む。)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(環境影響予測士試験員)

第三十八条の二十一 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、環境影響予測士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、環境影響予測士試験員(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

第三十八条の二十二 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第三十八条の二十三 環境大臣は、指定試験機関が第三十八条の十五各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条の二十四 環境大臣は、指定試験機関が第三十八条の十五第三号に適合しなくなったときは、第三十八条の十二第二項の指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条の十二第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の十四第二号に該当するに至つたとき。

三 第三十八条の十六第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第三十八条の十六第三項、第三十八条の二十又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三十八条の十二第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十八条の二十五 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し環境省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(環境大臣による試験事務の実施等)

第三十八条の二十六 環境大臣は、指定試験機関が第三十八条の十七の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十八条の二十四第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 環境大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第三十八条の十七の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十八条の二十四の規定により環境大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、環境省令で定める。



(公示)

第三十八条の二十七 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十八条の十二第二項の指定をしたとき。

二 第三十八条の十七の許可をしたとき。

三 第三十八条の二十四の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

## **第九章 環境影響評価その他の手続の特例等**

### **第一節 第三種事業に関する特例**

(指定条例の対象事業に関する指定)

第三十八条の二十八 環境大臣は、第二十三条の二に規定する環境影響審査会の意見を聞いて、指定条例の対象事業であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを、環境省令に定めるところにより、指定することができる。

一 二以上の都道府県の区域に環境影響が及ぶおそれのある事業

二 環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業

三 当該事業に対して環境の保全の見地からの意見を述べる者が相当多数にのぼる事業

四 前三号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から環境影響評価を行う必要があると認められる事業

2 環境大臣は、前項の指定を行おうとする場合においては、第四条第一項各号に掲げる者の意見を聴くとともに、事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対して、三十日以上を指定して、この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。

(指定の申出)

第三十八条の二十九 都道府県知事、市町村長、第四条第一項各号に掲げる者その他の関心を有する者は、指定条例の対象事業であって、前条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものにつき、前条第一項の指定をすべき旨を環境大臣に申出ることができる。

(第三種事業に関する手続の特例)

第三十八条の三十 第三十八条の二十八第一項の規定により指定の際、当該指定を受けた事業（以下「第三種事業」という。）について、指定条例の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（第三十八条の二十八第一項の規定による指定に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの

第七条の手続を経た方法書

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十六条及び第十七条の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九条の手続を経た同条の書類

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項の書面

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十六条第二項の評価書

九 第二十七条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書

十 第三十八条の二に規定する事後調査計画書に相当すると認められる書類であって評価書受理者に相当する者に対して提出されたもの 第三十八条の四の手続を経た事後調査計画書

十一 第三十八条の五の公告及び縦覧に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た事後調査計画書

十二 第三十八条の六に規定する事後調査報告書に相当すると認められる書類であって評価書受理者に相当する者に対して提出されたもの 第三十八条の七の手続を経た事後調査報告書

十一 第三十八条の八の公告及び縦覧に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た事後調査報告書

2 前項各号に掲げる書類は、環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、指定するものとする。

### 第二一節 都市計画に定められる対象事業法対象事業等に関する特例 (略)

#### 第三節 特定計画に係る環境影響評価その他の手続

(用語の定義)

第四十六条の二 この節、次章及び附則において「戦略的環境影響評価」とは、計画の実施が環境に及ぼす影響（以下「計画環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその計画に定められる内容に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における計画環境影響を総合的に評価することをいう。

(特定計画に係る戦略的環境影響評価その他の手続)

第四十六条の三 計画の策定者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして政令で定める計画の決定又は決定後の計画の変更を行おうとするときは、当該決定又は変更に係る計画（以下「特定計画」という。）について、次項に定めるところにより戦略的環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

一 法対象事業の内容の一部を規定することとなる計画

二 当該計画環境影響が著しいものとなるおそれのある計画

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業に関する環境影響評価の手続に相当する手続によって戦略的環境影響評価を行う必要がある計画

2 (略) <事業を計画に読み替える>

### 第四三節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続 (略)

### 第十八章 雑則 <未>

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

(政策・上位計画段階における環境配慮)

第四十九条の二 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は当該施策を実施するために計画を策定するに当たって、環境影響が把握され、当該把握に基づいて環境の保全について配慮されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(国の配慮)

第五十条 国は、地方公共団体（港湾管理者を含む。）が国の補助金等の交付を受けて対象事業法対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む。）をする場合には、この法律の規定による環境影響評価その他の手続に要する費用について適切な配慮をするものとする。

(技術開発)

**第五十一条** 国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(関係地域における広報)

**第五十一条の二** 国は、法対象事業の関係地域において、環境影響評価の趣旨が関係者に理解されるよう必要な広報に努めるものとする。

(地域環境情報の提供)

**第五十一条の三** 地方公共団体は、環境影響評価における意見の形成に資するよう、当該地方公共団体の区域における環境に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(適用除外等) (p)

**第五十二条** この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 第二章から第七章までの規定は、[災害対策基本法](#)（昭和三十六年法律第二百二十三号）[第八十七条](#)の規定による災害復旧の事業又は[同法第八十八条第二項](#)に規定する事業、[建築基準法](#)（昭和二十五年法律第二百一号）[第八十四条](#)の規定が適用される場合における[同条第一項](#)の都市計画に定められる事業又は[同項](#)に規定する事業及び[被災市街地復興特別措置法](#)（平成七年法律第十四号）[第五条第一項](#)の被災市街地復興推進地域において行われる[同項第三号](#)に規定する事業については、適用しない。

(命令の制定とその経過措置) (p)

**第五十三条** 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であってその制定又は改廃により新たに[対象事業法対象事業](#)となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規[対象事業法対象事業等](#)」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「[対象事業法対象事業等政令](#)」という。）の施行の際、当該新規[対象事業法対象事業等](#)について、条例又は[行政手続法](#)（平成五年法律第八十八号）[第三十六条](#)に規定する行政指導（地方公共団体が[同条](#)の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（[対象事業法対象事業等政令](#)の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの

第七条の手続を経た方法書

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十六条及び第十七条の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九条の手続を経た同条の書類

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項の書面

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十六条第二項の評価書

九 第二十七条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等）にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

4 前三項（第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となった港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業法対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業法対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業法対象事業等政令」という。）」とあるのは「第四十八条第一項の政令（以下この条において「対象港湾計画政令」という。）」と、「当該新規対象事業法対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業法対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条の公告」と、「第十七条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六条及び第十七条の手続を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手続を経た第四十八条第二項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第十九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十条第一項」と、同項第七号中「第二十一条第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等）にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

**第五十四条** 新規対象事業法対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業法対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する新規対象事業法対象事業等であつて、政令施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該新規対象事業法対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従って前条第一項各号に掲げる書類のいずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であって、政令施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業法対象事業等として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

**第五十五条** 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業法対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業法対象事業等について、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業法対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第五十五条第一項に規定する新規対象事業法対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

**第五十六条** 前三条に定めるもののほか、この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（政令への委任）

**第五十七条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等） (p)

**第五十八条** この法律において主務大臣は、次の各号に掲げる事業及び港湾計画の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第二条第二項第二号イに該当する事業 免許等又は特定届出に係る事務を所掌する主任の大臣
- 二 第二条第二項第二号ロに該当する事業 交付決定権者の行う決定に係る事務を所掌する主任の大臣
- 三 第二条第二項第二号ハに該当する事業 法人監督者が行う監督に係る事務を所掌する主任の大臣
- 四 第二条第二項第二号ニに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣
- 五 第二条第二項第二号ホに該当する事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該事業に係る同号ホの免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出に係る事務を所掌する主任の大臣
- 六 港湾計画 国土交通大臣

2 この法律において、主務省令とは主務大臣の発する命令（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣府令）とし、主務省令・国土交通省令とは主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）及び国土交通大臣の発する命令（主務大臣が国土交通大臣であるときは、国土交通大臣の発する命令）とする。

（事務の区分） (p)

**第五十九条** 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二条第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務は、当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第二項第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）である場合は第一号法定受託事務と、同項第二号に規定する第二号法定受託事務（以下単に「第二号法定受託事務」という。）である場合は第二号法定受託事務とする。

2 第四条第一項第二号又は第二十二条第一項第三号に定める者（都道府県の機関に限る。）が、この法律の規定により行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（他の法律との関係） (p)

**第六十条** 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、こ

の法律及び電気事業法の定めるところによる。

(条例との関係)

**第六十一条** この法律の規定は、地方公共団体が事業に係る環境影響評価その他の手続次にに関する掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。-

~~一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項~~

~~二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）~~

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

**第六十二条** 地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告及び立入検査)

~~第六十二条の二 環境大臣は、第八章第二節及び第三節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。~~

~~2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。~~

~~3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。~~

(手数料)

~~第六十二条の三 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。~~

~~2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。~~

(聴聞の方法の特例)

~~第六十二条の四 第二十八条(第二十九条第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)~~

~~又は第四十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。(p)~~

~~2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。~~

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

~~第六十二条の五 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。~~

## 第十一章 罰則

~~第六十二条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。~~

~~一 第三十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者~~

~~第六十二条の七 第三十二条第二項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は講習の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。~~

~~第六十二条の八 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。~~

~~一 第二十五条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。~~

二 第三十三条第一項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十三条第二項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第八十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 条 第三十八条の九第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

-

附 則 (略)

-